

都留市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 8 号

都留市介護保険条例の一部を改正する条例

都留市介護保険条例(平成 12 年都留市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

附則第 13 条第 1 項中「除く。）」の次に「及び令和 4 年度以前の年度分の保険料であって令和 5 年 4 月 1 日以降に納期限が定められているもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。